

質問と回答

No	区分	ページ	項目	内容	質問	回答
1	募集要項	1	1	管理範囲	円山動物園駐車場の管理範囲（敷地境界の概略）を提示してほしい。	別紙1のとおりです。 別紙1の図の広場から法面までが円山動物園駐車場の管理範囲となっております。
2	募集要項	3	3	円山動物園駐車場稼働実績	円山動物園駐車場について、平成30年度から令和4年現在までの競技場の利用実績を示してほしい。	別紙2のとおりです。
3	募集要項	8	5	供用時間	円山動物園駐車場には、照明設備がないが、夜間の行事開催日の照明設備は指定管理者で設置するものか。	夜間行事等による延長の際の照明設備については、札幌市で設置します。
4	募集要項	8	5	供用時間	円山動物園駐車場のゴールデンウィーク及び夏季（7月中旬から9月下旬）の30日程度を駐車場として供用することを想定すると記載があるが、仕様書でポスト数が定められているため、利用料金以上に人件費が大きくなることが想定された場合、上記期間を含め、競技場として利用し、駐車場業務を行わないことは可能か。上記期間については、駐車場業務が義務付けられているのか。	円山動物園駐車場については、円山公園駐車場の混雑時の道路交通の円滑化を図ることを目的に設置した駐車場であるため、混雑が予想されるゴールデンウィークや夏季期間については、駐車場として供用することを前提としており、上記期間を駐車場として全く供用しないことは想定しておりません。 ゴールデンウィークは、例年周辺道路が非常に混雑し、駐車場を利用するニーズが高く、採算性は高いと考えられることから、施設の設置目的を踏まると当該期間の円山動物園駐車場の供用は必要であると考えております。 また、仕様書に記載しているポスト数は、札幌市で想定しているポスト数であり、必須のポスト数を定めてはおりません。業務に支障がない限り、指定管理者でポスト数を変更することは差し支えありません。
5	募集要項	11	7	利用料金	イベントや期間によって利用料金の金額を変更することは可能か。	事前に札幌市の承認を得た上で、条例で定める金額を上限に変更することは可能となります。
6	募集要項	12	8	基準管理費用	令和5～9年度の基準管理費用は、令和4年度の基準管理費用と比較して大幅に減額となっている。この金額は、今回追加になった円山動物園駐車場の利用料金収入で収益を上げることができると見込んで計画された金額なのか。	基準管理費用については、円山動物園駐車場の利用料金収入を見込んで算出しております。

No	区分	ページ	項目	内容	質問	回答
7	募集要項	12	8	修繕	経年劣化による修繕費用は、札幌市と指定管理者どちらの負担になるのか。また、修繕の必要性の判断は指定管理者で行うのか。	修繕の費用負担については、1年度において、15万円未満までは指定管理者が、15万円以上の修繕は札幌市が行うこととなります。 対象となる修繕については、経年劣化によるものかどうかは問いません。 また、修繕の必要性の判断は、施設の管理運営を担う指定管理者が行うこととなります。
8	募集要項	12	8	修繕	修繕費の見積額はどのように算出するのか。	札幌市の契約事務の手順に基づき、参考見積等を徴収するなどして算出します。
9	募集要項	12	8	修繕	収支計画書の修繕費はどのように算出するのか。	指定管理者が負担する15万円未満の修繕費は、1年度当たりの金額となりますので、収支計画書には当該金額を基に算出してください。
10	募集要項	12	8	備品	仕様書（別表1）に記載されている備品以外の物品で、指定管理者が必要とするものは指定管理者の負担で調達するとなっているが、その基準は何か。	募集要項に記載しているとおり、仕様書（別表1）に記載している備品以外の物品で、指定管理者が必要とするものは指定管理者の負担で調達していただくこととなります。 事前精算機の増設のような設備改修を実施する場合は、基本的に札幌市が費用負担し実施することとなります。なお、指定管理者が費用を負担して事前精算機を増設することも可能ですが、その場合は、当該設備の帰属について、札幌市と事前に協議し取り決めておく必要があります。
11	募集要項	12	8	基準管理費用	札幌市の施設維持管理業務の委託契約ではスライド制度が導入されているが、指定管理者制度ではスライド制度を導入する予定はないか。	現在、札幌市の指定管理者制度ではスライド制度を導入しておりません。
12	仕様書	28	別紙5	費用分担	円山動物園駐車場の使用によるグラウンドの整地（トンゴで対応できないもの）、芝の管理、枝払い、供用期間中の除排雪、不審物の処理に係る費用、ハチの巣の駆除は指定管理者費用負担するものか。 札幌市で行う場合、作業を行っている期間、利用できないため、その間の利用料金収入が見込めないが、その間の稼働期間の逸失利益の考え方を示してほしい。	左記の項目については、札幌市で実施するため、指定管理者の費用負担はありません。 当該作業を札幌市で行う場合、競技場の利用申込の日程を確認し、利用の入っていない日程に作業を行い、指定管理者の収益確保に支障のないよう指定管理者と慎重に協議を行った上で、作業を行うこととします。

No	区分	ページ	項目	内容	質問	回答
13	仕様書	28	別紙5	備品	円山動物園駐車場の備品について、利用者や原因不明による破損の場合の原状回復責任は指定管理者と札幌市どちらの責任になるのか。 また、備品の数量を示してほしい。	円山動物園駐車場の備品については、札幌市で管理しているため、第三者の瑕疵が明らかな場合を除き、札幌市の責任となります。 備品の数量は別紙3のとおりです。
14	仕様書	28	別紙5	費用分担	円山動物園駐車場の東側にあるトイレの清掃業務を実施するのは指定管理者か。 指定管理者ではない場合、トイレ内にある不審物や汚物・汚損等の苦情が利用者からあった場合の対応方法はどうするか（札幌市が発注している清掃受託業者の有無）。 また、設置済みの自動販売機の管理権限（電気料金負担の考え方）も教えてください。	トイレについては、円山動物園駐車場の敷地ではないため、清掃の対応は必要はありません。 トイレに関する申し出については、円山公園を管理する指定管理者へ連絡をしていただくことになります。 自動販売機についても円山動物園駐車場の敷地外であり、電気量の負担はありません。
15	仕様書	28	別紙5	費用分担	円山動物園駐車場の経費実績値を示してほしい（光熱水費、消耗品費、指定管理者業務に含まれるグラウンド整備費、草刈及び刈草処分費、ハチの巣撤去費、不審物処分費等）。	円山動物園駐車場の管理業務に関して、左記の項目で指定管理者側で負担する費用は、指定管理者が行うグラウンド整備にかかる人件費及びそれにかかる消耗品費となり、それ以外の費用は札幌市で負担します。
16	仕様書	28	別紙5	備品	円山動物園駐車場の人件費負担軽減のため。出入口にゲートや料金精算機の設置は可能か。	指定管理者がゲートや料金精算機を設置することは、事前に札幌市の承認を得た場合は可能ですが、それらの設置費用や維持管理費用については指定管理者の負担で行っていただくことになります。 ただし、これらの設備改修については、競技場としての供用に支障が生じないことが必要となります。
17	仕様書	30	別紙5	競技場	競技場の用途の判断基準はあるか。	競技場として利用する場合の、用途としては、軟式野球、ソフトボール、サッカー陸上競技、運動会、ゲートボールとなっております。 用途の判断に迷う場合は、随時札幌市と協議して決定します。
18	仕様書	30	別紙5	競技場	申込受付業務について、11日以降に翌月の申込があった場合は先着順で対応することとされているが、11日以降の「当月分」の申込についても先着順で対応することによいか。	お見込みのとおりです。

No	区分	ページ	項目	内容	質問	回答
19	仕様書	30	別紙5	競技場	使用日の対応については使用時間開始30分前から終了時刻の30分まではいつでも連絡及び対応が取れるようにし、緊急時等には速やかに駐車場に向くことができるように人員を配置するとされているので、使用日には円山公園駐車場供用時間午前9時から午後5時30分に加え、競技場として動物園駐車場を使用する場合の供用開始時間（8:30）の30分前である午前8時から、そして4/29～8/31までは供用終了時刻（19:00）、9/1～10/15までは供用終了時刻（18:00）の30分後（前者は19:30、後者は18:30）までの配置人員人件費を追加で計上する必要があるとの考えでよろしいか。	お見込みのとおりです。
20	仕様書	31	別紙5	利用時の事故の対応	円山動物園駐車場の競技場を凹凸がある状態で貸与し、その凹凸未整備が原因で利用者に傷害等が発生した場合は、指定管理者の責任になるのでしょうか。グラウンド整備を札幌市が行う場合は、札幌市（あるいは札幌市が委託した業者）の責任と考えてよいか。	利用者へのグラウンドの貸出については、指定管理者がその状況や安全性を確認した上で行う必要があります。凹凸がある場合など、使用に支障がある状態であれば利用者に貸し出すのは適当ではありません。日常点検の不備により発生した事故については、指定管理者の責任となります。 また、札幌市がグラウンドの整地を実施した場合は、整地後の状況について、利用者が安全に利用することが可能な状態かを業務の発注者である札幌市で確認を行います。札幌市での確認後、指定管理者にも整地状況を確認していただきます。 万が一、札幌市が実施したグラウンドの整地が原因で事故が起こった場合は、札幌市の責任となると考えております。
21	仕様書	31	別紙5	料金徴収	競技場の使用料について、 ①利用者から、5日前までに使用許可等の取消しの申し出がなければ利用料の還付義務は指定管理者にはないか。 ②天災その他公園の使用をする者の責めに帰することのできない事由によるキャンセルには小雨、強風等、「使用者側の解釈」によるキャンセルを含むか、天災等の事由による使用時間の短縮についても指定管理者には利用料金の還付義務があるか。 ③当初申請を超えた時間の使用があった場合の追加料金を徴収する権利は指定管理者にあるか	①お見込みのとおりです。 ②キャンセルの事由については、総合的な判断が必要であり、判断が難しい場合は、札幌市と協議して決定します。 ③お見込みのとおりです。

No	区分	ページ	項目	内容	質問	回答
22	仕様書	31	別紙5	料金徴収	札幌市都市公園条例施行規則第10条では使用料は施設の使用許可若しくは承認又は申請の際にこれを徴収するとされている一方で、仕様書には使用日に利用料金を徴収することとされております。利用料金は利用当日前に徴収するものではないか。	お見込みのとおりですが、実際の運用については、指定管理者の決定後に札幌市と指定管理者で協議を行い決定します。
23	仕様書	31	別紙5	料金徴収	円山動物園駐車場の駐車料金の徴収は従事者が行うのか。	円山動物園駐車場は、グランドであるため、駐車場としての設備がないため、従事者を配置して徴収します。